

平成 28 年度

松阪市ホームページリニューアル業務委託仕様書



平成 2 8 年 6 月

松 阪 市

1. 事業の概要

(1) 業務目的

情報化社会が進展する中、市民生活においてインターネットは必要不可欠なものとなり、松阪市においてもホームページは情報の総合窓口としての役割を果たしていかなければならない。平成 23 年度には、情報管理を細分化し、迅速な情報発信を目的とした CMS を導入し、高齢者や障がい者、一時的に障がいのある人などがホームページを利用しやすくするための指針「JIS X8341-3:2010」に準拠し、閲覧者の利便性を高めるためにホームページを刷新した。しかし、前回の更新から 5 年が経過しつつある今、スマートフォンやタブレットパソコンの爆発的な普及、災害時のインターネットを活用した情報発信の必要性が高まり、使いやすさの向上を図るための情報整理やデザインの変更などが必要となっており、これらの課題を解決するため、ホームページの更新を行う。

(2) 基本方針

本業務において、特に下記の方針に注力してシステム構築を行う。

(I) 松阪らしさのある、情報を得やすいホームページにするためのデザイン改革

市民や業者など、利用者ごとに必要とされる情報は異なり、現在のホームページにおいては、その情報へのたどり着き易さへの配慮が十分でなく、また、市民以外に市の魅力を発信するという面においても、PR 不足の感は否めない。今回の更新においては、市のイメージや魅力が伝わりやすい「市の顔」となるデザインとするとともに、主な閲覧者である市民が使いやすく、市民参画を促進するという目線で、探したい情報に迷わずにたどり着けるよう、トップページ・ジャンル・サブサイトを再構成する。

(II) パソコン版・スマートフォン版ホームページのデザイン連動

ブラウザのウインドウの大きさ（解像度）に合わせて、パソコン版とスマートフォン版ホームページのデザインが切り替わるなど、パソコン版とスマートフォン版ホームページの使いやすさの向上や見栄えに統一感をもたせる。

(III) 安定的なホームページ運用と災害等緊急時の円滑な情報発信

自然災害、サイバー攻撃など、あらゆる防災・セキュリティ対策を施したデータセンター等にサーバを置き、常に安定したホームページの環境を確保する。また、災害発生時などの緊急事態には、通常のトップページから緊急用トップページへの切り替え、Jアラートと連携した情報の自動送付、Twitter 等 SNS と連携した情報表示など、迅速かつ確実に緊急情報を提供できるシステムを構築する。

(IV) スムーズなデータ移行とアクセシビリティの向上

現在のコンテンツをスムーズに移行すると共に、移行後には JIS X8341-3:2016 における達成基準 A に準拠し、さらに、等級 AA、AAA にレベルアップしていくことができるホームページ及びその仕組みを構築する。また、今後施行されるアクセシビリティ関連法規にも適切に対応する。

(V) 情報発信技術の向上と職員に対する CMS 研修の実施

導入前及び運用中とも、職員が CMS の使い方や効果的な情報発信、また、アクセシビリティに配慮したコンテンツの作成などについて定期的に学ぶ機会を設け、情報発信技術の向上を図る。

(3) 事業期間

(I) 松阪市ホームページリニューアル業務委託業務

契約期間：契約日から平成 29 年 1 月 31 日まで

(II) 松阪市ホームページ保守管理委託業務

契約期間：平成 29 年 2 月 1 日～平成 34 年 1 月 31 日まで（60 ヶ月）

(4) 事業スケジュール

松阪市が予定しているスケジュールの目安は次のとおりである。より詳細なスケジュールについては、松阪市と委託業者との協議の上で決定する。

平成 28 年 11 月 30 日まで システム構築期間、既存コンテンツ移行

平成 29 年 1 月 15 日まで 職員研修

平成 29 年 2 月 1 日 リニューアルしたホームページの一般公開

平成 34 年 1 月 31 日まで 運用保守期間

2. 現在の松阪市ホームページ運用状況

(1) 松阪市ホームページ・サーバーの現状について

(I) トップページの月間ページビュー 66,003 (平成 28 年 4 月)

(II) サイト全体の月間ページビュー 309,759 (平成 28 年 4 月)

(III) html ファイル数 約 6,000 (平成 28 年 5 月)

(IV) サーバ内のデータ容量 約 17.5GB (平成 28 年 5 月)

※内訳は CMS 管理下に 12.5GB、ホスティングサービス管理下に 5GB となっている。

(2) ドメイン名 <http://www.city.matsusaka.mie.jp>

(3) システム利用者（ユーザ）について

(I) 管理者数…5 人程度

(II) 承認者数…100 人程度

(III) 作成者数…100 人程度

(4) 現在の運用フロー

(I) 各部局の作成者が CMS でページを作成、公開予定日時を登録し、承認依頼を行う。

(II) 各部局が定める承認者または管理者が承認を行う。

(III) 承認されたページは公開予定日時に掲載され、公開終了日時に自動的に非公開となる。

(5) PC 環境 (2016 年 5 月現在)

オペレーティングシステム：Windows7 または Windows10

ブラウザ：InternetExplorer8～11

3. 必須条件

本業務の必須仕様条件は次のとおりとする。下記作業以外にもホームページ構築に伴い、必要と思われる作業については協議を行い、受託業者が行う。

(1) 既存ホームページの検証

(I) 既存ホームページのアクセス数、サイト構成、ナビゲーション等を分析し、問題点、改善点、不足点の洗い出しを行い、その内容を分析・整理し、新ホームページの構築に生かすこと。

(II) 既存コンテンツのリンク切れ等、不具合を指摘すること。

- (Ⅲ) 新ホームページのサイトマップを作成すること。
- (2) コンサルティング (CMS 導入設計を含む)
- (Ⅰ) 松阪市の特産品・文化等を取り入れたオリジナリティのあるトップページ及びヘッダーフッターをデザインすること。また、デザインを最終決定するにあたり、デザイン案は複数提示すること。なお、新サイトに必要なアイコン等は全て受託者がオリジナルのものを作成すること。
 - (Ⅱ) ホームページ閲覧者のオペレーティングシステム、端末等の利用環境に依存せず、複数のブラウザ (例: Internet Explorer、Google Chrome、Safari 等) でホームページが正常に表示できること。
 - (Ⅲ) 新しいホームページの情報分類・整理を行い、階層ページ、スマートフォンサイトをデザインすること。
 - (Ⅳ) サイト構造、ナビゲーションの検討及び決定をすること。
 - (Ⅴ) ディレクトリ (階層) マップを再構築すること。
 - (Ⅵ) 承認ワークフローの検討及び決定支援をすること。
 - (Ⅶ) ユーザビリティ及びアクセシビリティ確保のためのルールを策定すること。
 - (Ⅷ) 業務の開始から完了までの受託者と松阪市の作業分担やスケジュールを作成し、移行漏れのないように分析し、移行対象リストを作成すること。
 - (Ⅸ) 利用者が見やすく参加したいと思わせるイベントカレンダーを検討・構築すること。
 - (Ⅹ) 必要に応じて進捗会議を開催すること。場所は松阪市役所とし、目安となる回数については業務工程表 (様式第 4 号) に提示すること。
 - (Ⅺ) 会議の記録は受託者が作成すること。
 - (Ⅻ) 問い合わせ窓口は一本化し、円滑な運営が行えるよう配慮すること。
- (3) ソフトウェアの開発・導入・運用
- (Ⅰ) CMS の導入・設定・運用を行うこと。
 - (Ⅱ) アクセス解析システムの導入・設定・運用を行うこと。
 - (Ⅲ) サイト内検索システムの導入・設定・運用を行うこと。
- (4) 松阪市ホームページ運用の環境整備
- (Ⅰ) 市がサーバを保有・管理することなく、データセンターを利用した ASP 環境を構築すること。
 - (Ⅱ) CMS との通信は、暗号化するなどセキュリティ対応すること。
 - (Ⅲ) WWW サーバ、CMS サーバは 24 時間 365 日運用すること。
 - (Ⅳ) 計画停止をする場合は 2 週間以前に松阪市へ連絡を行い、松阪市の業務時間外にメンテナンスをすること。
 - (Ⅴ) WWW サーバ、CMS サーバは既存のサーバへのアクセス件数、現在のデータ容量を勘案し、構築すること。また運用期間中にコンテンツ数・アクセス数が増加しても原則別途費用が発生しないこと。
 - (Ⅵ) 選挙や災害などのアクセス集中時、閲覧に支障がでないよう対応すること。
 - (Ⅶ) データセンター等は日本国内に所在し、1981 年 6 月改正の建築基準法に準拠していること。
 - (Ⅷ) データセンター等は事前申請により市担当者の視察が可能であること。
 - (Ⅸ) データセンター等は、空調、防水、防火、避雷対策設備を有し、電気設備が冗長構成となっていること。

(X) 無停電電源装置および非常時の発電装置等により、停電時にも 24 時間以上電力供給が保たれること。

(XI) CMS サーバ、Web サーバなど運用に必要な環境は受託者がすべて用意すること。

(5) データ移行

- (I) 現松阪市ホームページのコンテンツを新 CMS 管理下に移行すること。ページは文法の修正・ページの構造化・分割及び結合などを行い、アクセシビリティ対応をした上で移行すること。
- (II) 現在運用中の CMS 外で管理するデータについて、ホスティングサービス（クラウド方式）内のコンテンツとして適切に移行すること。移行対象は、津波ハザードマップ関連情報、都市計画図など 5GB 程度となっており、最大量は 10GB 程度を想定している。
- (III) 移行先のドメイン名は「<http://www.city.matsusaka.mie.jp>」とする。なおドメインに対しては静的な IP アドレスを割り当てること。
- (IV) 移行項目ごとのスケジュールや方法を協議し、どのように移行作業を行うのか具体的に示すこと。また、ユーザビリティ・アクセシビリティ等の改善項目と作業ルールを記載した資料を提示した上で実施すること。
- (V) 定期的に作業状況を報告し、遅延や内容に不備がないことを確認すること。
- (VI) 移行したデータをすべて確認し、必要に応じて修正すること。
- (VII) 松阪市が移行に不備があると判断した場合は、修正に応じること。
- (VIII) リニューアル後のサイトにおける JIS X 8341-3:2016 試験を実施すること。
- (IX) 松阪市版 JIS X 8341-3:2016 診断計画書及びチェックシートを作成すること。
- (X) コンテンツ移行完了後、診断計画書・チェックシートに基づき松阪市ホームページの JISX8341-3:2016 の達成等級 A における適合試験を実施し、レポートを提出すること。レポート（診断対象は 40 ページ程度で可）は松阪市ホームページに診断結果として掲載できる形式とすること。

(6) 職員研修及びガイドライン・マニュアル作成

- (I) 松阪市職員が CMS を活用してページ作成及び公開承認を行うために必要な操作研修を実施すること。操作研修の中では、アクセシビリティに関する項目を入れること。研修の方法、内容、時間、実施時期については松阪市と調整すること。
- (II) 導入時に CMS 操作及びアクセシビリティ研修を行うこと。研修回数及び参加者数は、作成者研修が 1 回 2～3 時間程度 30 人×3 回、承認者研修も同様に 1 回 2～3 時間程度 30 人×3 回で想定している。
- (III) 導入後 CMS 操作及びアクセシビリティ研修を毎年行うこと。CMS 操作及びアクセシビリティ研修は、作成者研修が 1 回 2～3 時間程度 30 人×2 回、承認者研修も同様に 1 回 2～3 時間程度 30 人×2 回で想定している。
- (IV) アクセシビリティの研修では障がい者または高齢者、JISX8341-3:2016、障害者差別解消法の視点に立ち、事例を交えながら説明すること。
- (V) 研修資料の作成及び印刷をすること。
- (VI) アクセシビリティに関する内容を含めた運用ガイドラインを作成すること。
- (VII) 松阪市と協議して、庁内におけるホームページ掲載ルールを作成すること。
- (VIII) CMS を活用し、ページ作成及び公開承認を行うために必要な操作や知識を理解するための操作マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、作成者・承認者・管理者用の 3 種類作成

すること

- (IX) マニュアルは CMS パッケージに標準で付属するものではなく、松阪市における運用事情や要望を反映し作成すること。
- (X) マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を使い、専門用語を極力避けわかりやすくすること。また、マニュアル中の画面は実際の松阪市ホームページの画面を使用して作成すること。
- (XI) 作成者向け、承認者向け、管理者向けマニュアル及びアクセシビリティに関する内容を含めた運用ガイドラインを作成すること。マニュアル・ガイドラインは編集可能データ（ワード等）と PDF ファイルにて納品し、研修時には受託業者が研修参加人数分を製本し配布すること（A4 サイズで両面、ホッチキス止め可）。また、マニュアルを更新する際はオンラインヘルプ画面で対応し、その旨を連絡すること。
- (XII) CMS 外で管理するデータを補完するホスティングサービス（クラウド方式）のマニュアルも同様に作成すること。

(7) 運用サポート、保守

- (I) サイト運用の疑問や不明点の問い合わせに、適切に回答できる体制を構築すること。なお、松阪市からの問い合わせは情報企画課広報広聴係で取りまとめる。
- (II) メール（365 日 24 時間）、電話（原則として平日 8:30～17:15）で対応すること。
- (III) 受託者は、松阪市と同じ画面を確認しながら回答できる環境を整えること。
- (IV) 保守・障害対応で有償となる場合はあらかじめ協議すること。
- (V) 問い合わせた内容と回答は、サポート対応報告書として月次で提出すること。
- (VI) ユーザー数、ページ数の増加により追加の費用が発生しないこと。
- (VII) 軽微なデザインの変更については、必要に応じて支援すること。
- (VIII) 導入後 CMS テンプレートの修正、追加が必要になった場合は対応すること。
- (IX) 松阪市がセキュリティやホームページ運用状況の調査を依頼した場合は対応すること。また、脆弱性や不具合があった場合には、セキュリティパッチを適用すること。
- (X) 障害の早期発見のため、サーバトラフィック、CPU 利用率、メモリ使用率、HDD 使用率、サーバ稼働、サービス稼働などの定期点検を行うこと。
- (XI) CMS のマイナーバージョンアップ（不具合の解消や軽微な機能追加）については、すべてシステムの保守契約の範囲とすること。なお、十分な検証やテストを実施した上でバージョンアップを実施すること。

(8) 障害対応、契約終了時の対応

- (I) 機器及びシステムの障害が発生した場合は、速やかに対応すること。また、障害復旧後は原因を分析し、同様の障害が発生しないよう予防措置とること。また原因、影響範囲、対処方法、再発防止策等を取りまとめ、障害報告書を提出すること。
- (II) 障害・災害時でも迅速に復旧できるよう定期的にバックアップすること。
- (III) 職員が使用する端末のネットワークを更改した場合、コンテンツの管理等に問題が生じることがないように、サーバ及び関係するネットワークの変更に対応すること。
- (IV) 契約終了時にはサーバを移行できるようにコンテンツデータを媒体にすべて移して提供すること。
- (V) 運用が終了し、別のシステムに移行する際は、円滑に移行できるよう協力すること。

(9) 対象ホームページ

本業務の対象範囲は下記のとおりとし、それぞれのホームページを構築し、それを代表するトップページの初期デザインを行うこと。下記サイトは全てパソコン版の URL となっているが、スマートフォン版・フィーチャーフォン版も対象とする。

(I) 松阪市ホームページ

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

(II) サブサイトの構築（デザイン・レイアウトともに市トップページとは大きく異なる構成）

①松阪牛協議会

<http://www.matsusakaushi.jp/>

②観光情報

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1000000000537/index.html>

(III) サブサイトの構築（デザイン・レイアウトともに市トップページとは、ヘッダーの違いなど軽微な違いで構成）

①松阪市民病院

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/toppage/1002000000000/APM03000.html>

②松阪市市民活動センター

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/toppage/1003000000000/APM03000.html>

③松阪市議会

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1000000000448/index.html>

④市長の部屋

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1000000000336/index.html>

⑤文化情報

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1000000000685/index.html>

※サブサイト…本業務では CMS 管理内で、市ホームページと同じ運用ができ、市ホームページドメイン内に構築するものの、異なるデザインとする。またグローバルナビゲーション、トピックパス、検索等も単独の構成とする。

(10) アクセシビリティ

総務省「みんなの公共サイト運用モデル改訂版（2016 年度）を活用したウェブアクセシビリティの維持・向上の取り組みを実践すること。

(I) 目標とする達成基準は、A 準拠で更に AA・AAA にレベルアップしていくことができるホームページ及びその仕組みを構築すること。ただし、達成等級 A に一部準拠できないコンテンツがある場合は、その取扱いについて協議すること。

(II) 多様な人々が利用しやすいホームページであるようにアクセシビリティ支援機能サービスを提供すること。なお、納品 CMS に該当機能がない場合は、有用な ASP サービスを併用することも可とするが、公的機関等で実績があり、広告などが表示されないこと。また利用するにあたって、事前に利用者がプログラムをインストールせず利用でき、Windows 以外のパソコンでの利用ができること。ただし、動作対象は PC 用ページのみでも可とする。

①翻訳機能

英語・中国語・フィリピン語・ポルトガル語の 4 か国語に対応した自動外国語翻訳ソフトを導入し、パソコン版、スマートフォン版、フィーチャーフォン版のサイトにも対応すること。ただし、地名人名など固有名詞に誤訳を防ぐため、辞書登録ができること。また、将来的に

松阪市が言語を増やしたい場合は対応すること

※参考として、現在松阪市では高電社による自動翻訳を利用している。

②閲覧支援機能

文字の拡大、テキストの背景色の変更ができること。

③音声読み上げ機能

事前の作業無しにページ公開と同時に利用できること。

※参考として、現在松阪市ではリードスピーカーを利用している。

4. CMS 機能要件

松阪市に提供する CMS 機能要件は次の通りとする。また、平成 28 年度松阪市ホームページリニューアル業務委託プロポーザルの審査において受託者が松阪市に提出した「CMS 機能等要件調査表(様式7号)」及び「CMS 機能等調査表における代替え案の概要(様式第8号)」に受託者で記入した内容・機能について取り入れること。ただし、松阪市が適当と認めた項目についてはこの限りではない。

(1) 基本性能

(ID・パスワード管理)

- ・CMS を利用する際に、ID・パスワード認証でログインできること
- ・作成者 100 人、承認者 100 人、管理者 5 人程度の利用が可能であること

(CMS ログイン方法)

- ・複数ユーザが同時にログインできること
- ・ログインするユーザーIDにより、各々の権限に応じた画面が表示されること
- ・CMS 管理機能は、既存の庁内 LAN に接続された端末で職員が作成、更新、管理業務を行えること。なお緊急時に松阪市が要望する場合は他のネットワークから接続できること

(html と文字コード)

- ・生成される html のバージョンは XHTML 1.0 Transitional 以上の規格であること
- ・UTF-8 の文字コードに対応すること
- ・データとスタイルを分離し、表示スタイルはスタイルシートで設定すること

(管理者権限)

- ・カテゴリを追加・変更・削除ができること
- ・カテゴリ数、ページの階層数に制限がないこと
- ・全部局内の承認依頼状況を確認できること
- ・全てのコンテンツについて、即時公開・即時削除ができること
- ・全てのページにおいて編集する権限があること
- ・組織改編時などに指定したページの所属部局を変えることができること
- ・トップページの各配置を管理者が変更できること
- ・ID、パスワードを付与できること
- ・組織変更があったときは、公開中の各ページのフッター情報についても一括で変更できること
- ・組織変更に伴う変更について、公開の日時指定ができること
- ・ログイン情報や記事作成などの操作履歴を確認でき、CSV で保存・出力ができること
- ・ログイン画面に注意事項を登録し、表示させることができること

- ・特定のページについての更新権限を別の部局へ移譲することができること
(作成者・承認者権限)
- ・承認依頼や承認の差し戻し時にメールによる連絡を自動で行えること
- ・作成者・承認者は、所属部局のコンテンツの状態（作成中、承認待ち、公開中）を一覧で確認できること
- ・承認者は依頼を受けたページの修正、コメント記入ができること
- ・承認依頼を作成者がキャンセル（引き戻し）できること
- ・承認者は依頼があったこと、作成者は差し戻されたこと、又は承認が通ったことが CMS を開かずにわかる仕組みがあること
(全ページ共通)
- ・サイトの利用ガイド、セキュリティ、アクセシビリティ、著作権、免責を表記したコンテンツについては全ページから閲覧可能なこと
- ・リンク設定時に新規ウインドウと現在のウインドウを選択できること
- ・作成中のページへのリンク設定ができること
- ・内部リンクはサイトツリーから選択するなどの方法で設定できること
- ・画像にリンクが貼れること
- ・全てのページにトップページへ戻るリンクを設定すること
- ・公開前にコンテンツの URL を確認できること
- ・同じ URL で公開するときは、上書きの警告が表示されること
- ・公開中のページも編集・承認により待機状態にし、指定した日時に入れ替えが可能であること
- ・公開及び終了の日時が指定できること
- ・公開時期を無期限に設定できること
- ・ページの削除は一括、または選択して担当部局が行えること
- ・各ページは複数のカテゴリに所属可能なこと
- ・作成済のコンテンツを別のカテゴリに移せること
- ・公開期間が終了した HTML や使用した関連ファイル等は、WWW サーバから自動的に非公開となるものの、CMS サーバには保存され、再利用できること。
- ・ページを削除した場合は、そのページに添付されていたデータ等もサーバから自動的に削除されること
- ・各ページに最終更新日が自動的に記載できること
- ・公開中のページ、公開終了したページ、編集中のページを確認でき、保存・出力ができること
(担当者は所属部局内、管理者は全ページを対象とする)
- ・組織の各所属部局の情報（所属部局名・住所・施設名・階・電話番号・業務内容等）が自動的に掲載できること
(作成ページの扱い)
- ・「最終更新日の日付範囲」「タイトル」「カテゴリ」「部局（課）」「公開状態」など複数の条件で、検索できること
- ・複数のユーザーが同時に同一のページを更新できないこと
(バックアップ)
- ・コンテンツごとにバックアップが取れること。また、世代管理ができること

(ブログ機能)

- ブログ機能を設置・運用でき、設置できる数に制限がないこと
- ブログのコメント書き込み時など、自動的にメール通知・配信ができること
- ブログのコメント利用の可否を設定できること
- ブログの掲載個数に制限がないこと

(ファイルアップロード)

- 1つあたりの上限サイズは20MBまで対応できるものとし、上限については変更できること
- 容量制限を超える画像をアップしようとしたときは、警告を表示すること。または、自動的にリサイズできるようにすること
- ファイル名については、半角英数のみ使用可能とすること
- 1つのページの中で同じファイル名でアップしようとする時は、上書きの警告を表示すること。

(新着・お知らせ情報)

- お知らせ情報（イベント情報を除く）のうち、管理者または作成者が選択した情報をトップページに表示できること
- トップページに掲載する新着情報、お知らせ情報などをタブ表示できること
- トップページに掲載する新着情報は公開日順の降順で表示でき、また表示件数は管理画面より設定変更が可能なこと。
- ページを更新する際に、新着情報への掲載、非掲載を選択できること
- 新着情報をRSS配信できること

(カレンダー機能)

- イベント情報はカレンダーに集約できること
- イベント実施施設（場所）はプルダウンなどで選択するほか、直接入力することもできること
- 開催日は多様な入力方法（例：隔週月曜日のみ、毎月第三火曜日など）ができること
- イベント情報は開催日順及びカテゴリ順に表示ができること

(動画の活用)

- 動画をアップロードし、ページへの埋め込み登録ができること
- Youtube等外部サイトにアップしている動画を埋め込むことができること
- Youtube用テンプレート等を使用して、動画閲覧用ページが作成できること

(地図の活用)

- GoogleマップやYahoo!地図など外部サイトを活用して地図を埋め込むことができること
- 施設等の所在地・施設名を地図におとすことができること
- 同一の地図内に複数の施設情報を表示できること
- 松阪市までのアクセス方法について関西圏・東海圏範囲で地図画像を作成すること

(検索機能)

- ホームページ閲覧者が全ページにおいて、キーワード検索を行えること（フリー検索エンジンも可とするが、広告が表示されるもの、テンプレート内に表示できないものは不可）
- テキストの類似検索が検索結果に反映されること
- サイト内検索で検索されたキーワードログを取得できること
- 定期的にサイト内のクローリングを実施すること

(更新時間)

- ・ ホームページのデータ更新のタイミングは1時間に複数回行えること
(トピックパス)
 - ・ トピックパスを自動生成できること
(問い合わせフォーム)
 - ・ ページを作成した担当部局の所属部局名・連絡先・メールフォームがページのいずれかに自動記載できること
 - ・ 設置するメールフォームごとに、指定したメールアドレスへ送信できること
 - ・ すべてのコンテンツに各部局宛のSSLに対応した問い合わせフォームへのリンクが付けられ、閲覧者が、簡単に意見・質問などを送付できること
 - ・ 問い合わせフォームから送信する前に、確認画面を表示させること。また入力画面に戻り、修正が行えること
 - ・ メールフォームに添付ファイルを付して送信できること
 - ・ 入力内容に不備がある場合はエラー画面を表示させること
 - ・ エラー画面や確認画面から入力画面へ戻った際に、入力していた内容が消失しないこと
 - ・ 問い合わせが正常に実行された際は、正常に完了したことを質問者の閲覧画面に表示し、正常に実行できなかった際は、警告文を質問者の閲覧画面に表示させること
(バナー広告)
 - ・ 市が指定する位置に広告バナーが掲載できること
 - ・ 広告バナーの入れ替え、掲載順は管理者が変更できること
 - ・ 広告バナーの表示、公開日時、公開終了日時を指定できること
 - ・ バナー広告のクリック数が把握できること
(アンケート)
 - ・ フォームを用いたアンケートのページを各部局で作成できること
 - ・ 実施数に制限がないこと
 - ・ アンケートの告知、実施、集計、結果報告までの操作を作成者と承認者の権限で行えること
 - ・ 以前実施したアンケートを再利用し、アンケートを再編集できること
 - ・ 質問数に制限がないこと
 - ・ 画像やファイルが添付できること
 - ・ 回答方法は択一選択、複数選択、プルダウン、自由記入等複数のスタイルを自由に選べること
 - ・ 質問の募集期間を設定でき、ホームページへの掲載期間も設定できること
 - ・ アンケート結果をCSV等で保存・出力ができること
(アクセス解析)
 - ・ アクセス件数がページごとに調べられること
 - ・ 全ページを対象としたアクセスランキング、検索ワードランキング、滞在時間ランキング等が解析できること
 - ・ 外部ネットワークと庁内ネットワークのアクセス数を分け、解析できること
 - ・ 閲覧者の使用するブラウザ、オペレーティングシステム、接続ポイント(都道府県)、アクセス経路が解析できること
 - ・ 各解析について、期間の指定等ができ、解析結果はCSV等で保存・出力できること
- (2) 松阪らしさのある、情報を得やすいホームページにするためのデザイン改革

(サブサイト)

- ・1つのサブサイトは限定された複数の所属で共同管理できること

(サブサイトの URL)

- ・市ホームページのドメイン配下で URL は自由に設定できること。

(SNS 連携)

- ・Twitter「ツイートボタン」、FACEBOOK「いいね！」ボタン、また FACEBOOK ページをホームページ内に埋め込むことができること。なお、今後他の SNS を要望した場合も可能な限り対応すること

(ホームページの印刷)

- ・ページ作成画面で本番環境と同じプレビューを表示と印刷ができること。プレビュー画面ではリンク先や添付ファイルの確認が可能なこと
- ・A4 サイズで拡大・縮小なしに印刷した場合に横切れしないこと

(市民参画)

- ・トップページのいずれかの場所に市民から公募した写真・イラストを掲載できるスペースをつくり、導入後に管理者が更新を行えること

(3) パソコン版・スマートフォン版ホームページのデザイン連動

(デザインの連動)

- ・ブラウザのウインドウの大きさ（解像度）に合わせて、パソコン版とスマートフォン版ホームページのデザインが切り替わること
- ・パソコン版ホームページの作成と同時に、フィーチャーフォン版、スマートフォン版 HP が自動生成されること

(公開状況の連動)

- ・パソコン版ホームページが更新、公開終了されると同時に、フィーチャーフォン版及びスマートフォン版ホームページが自動的に更新・公開終了になること

(4) 安定的なホームページ運用と災害等緊急時の円滑な情報発信

(緊急情報)

- ・トップページの上部に緊急情報を紹介するリンク、またはテキストや画像を表示できるスペースを構築すること（通常は非表示で、管理者の権限で表示）
- ・緊急情報の登録及び削除は、即時表示および削除ができること
- ・緊急時は、特定のページや緊急情報をホームページに即時公開ができること
- ・緊急情報の登録は管理者、権限のある担当職員のみができること

(災害時対応)

- ・緊急用トップページへの切り替えトリガー（暴風警報・震度6以上等）を設定できること。また、緊急用トップページにはJアラートと連携し情報を自動送付したり、Twitter 等 SNS と連携するなど、迅速に情報提供できること

(5) スムーズなデータ移行とアクセシビリティの向上

(アクセシビリティ)

- ・アクセシビリティ上の問題チェックに関しては、問題箇所を明示するだけでなく、なぜ問題なのか、どうすべきなのかを問題箇所ごとに事例つきで説明するなどわかりやすく示すこと
- ・ホームページ作成画面で、機種依存文字や表記設定等をチェックし、警告及び修正例を表示す

ることができること。また修正例に沿った自動変換機能があること

- ・ページ単位でアクセシビリティ上の問題を総合的にチェックできること。また、ページ内において、問題箇所をプレビューイメージにて明示し、視覚的に把握できること
- ・見出しの構造化チェックができること

(添付データの表示)

- ・Word、Excel、PowerPoint、PDF、画像データを添付した際は、自動的にアイコンの挿入及びファイル容量が記載できること

(PDF 添付の案内文)

- ・PDF を添付したページについては、AdobeReader ダウンロードの案内文が自動的にページ下部に挿入されること

(6) 情報発信技術の向上と職員に対する CMS 研修の実施

(アクセシビリティ支援)

- ・コンテンツ作成は、JIS X 8341-3:2016 などの基準に合ったページを、html 言語を意識することなく、一般的なワープロ感覚に近い操作性で作成できること

(CMS 操作)

- ・JAVA 等のプラグイン及び、ソフトウェアのインストールが必要なく、Internet Explorer と GoogleChrome または Microsoft Edge で CMS の操作が行えること

(CMS 使用方法)

- ・編集画面において、公開した場合のホームページを確認でき、見たまま編集を取り入れること
- ・公開中のページを編集する際には、ページの公開状態を維持したまま編集・承認が可能であること

- ・公開中の情報を修正できること。その際、修正した情報は承認フローを通さないと公開されず、ホームページアドレスは変更されないこと

- ・編集画面に電子版の操作マニュアルへのリンクを作り、作業中にも確認できること

- ・作成途中のコンテンツを保存でき、再ログイン時に途中段階から再開できること

- ・テンプレートは、管理者によって修正・追加・削除ができること

- ・テンプレートを利用する時は、決められた情報を入力することで、統一感のあるページが作成されること

- ・外部で作成された html ファイルや依存ファイルを一括で CMS へ取り込めること

- ・取り込んだファイルは CMS で作成した html ファイルと同様な操作で再編集できること

- ・コンテンツをコピーして、新しいページを作ることのできる機能を有すること

- ・Word、Excel で作成した文書や表をコピーし、転用できること。その際、設定したスタイルは html ファイルに引き継がれること

- ・表の作成、列や行の挿入、削除、セルの幅、高さ変更、セルの塗りつぶしが容易にできること

- ・画像サイズに可変性のあるカラーセルデザインをトップページやサブサイトのトップページに適用できること

(ライブラリー)

- ・CMS サーバにライブラリーを設け、ファイルをアップし、全職員が共通利用できること。また、ファイルの追加や変更、削除は管理者のみが行えること

- ・ライブラリー内のファイルが差し変わった際は、そのファイルを利用しているページについて

も自動的に修正されること

(画像編集)

- ・作成者がアプリケーションをインストールすることなく、画像の拡大・縮小、回転、解像度の変更、切り出し（トリミング）が行え、任意の文字列を画像に掲載できること
- ・掲載できる文字列は文字サイズの変更、文字色の変更、文字列に影付き等の見やすくするための装飾が行えること

(ページ管理)

- ・公開終了したページへのリンクは自動的に削除され、同時に所轄課へ通知する機能があること
- ・サイト内外のリンクチェックが行えること。また公開後、リンク切れが発生した場合は、担当部局に通知する機能があること
- ・サイトマップを自動生成し、また再編集できること
- ・faviconを設定できること

5. 検査・納品物

(1) 概要

納品物、納入方法は、以下のとおりとする。なお、納品時に完成検査を実施する。

(2) テストの項目、計画書及び結果

- (I) テストの計画及び項目書を作成すること。
- (II) 仕様を満たしているかテスト結果報告書を提出し、本市の承認を得ること。

(3) 納品物

- (I) CMS システム
- (II) CMS のライセンス証書及び各ソフトの利用登録証明書等
- (III) 各種検討・議事録等の資料
- (IV) ホームページ構造設計書・CMS 設計書等の各種設計書
- (V) 操作マニュアル類
- (VI) アクセシビリティに関する内容を含めた運用ガイドライン
- (VII) 松阪市版 JIS X 8341-3:2016 診断チェックシート
- (VIII) 松阪市版 JIS X 8341-3:2016 診断レポート

※詳細については別途協議とし、松阪市が必要と判断した書類はすみやかに作成すること。

(4) 部数・納入方法

- (I) 紙による資料を各必要部数と CD-R による電子データにて 2 枚納品すること
- (II) 電子データは、形式の指定が特にないものは松阪市と協議の上で提出すること。

(5) 納品場所と時期

- (I) 納品場所：松阪市役所（三重県松阪市殿町 1340-1）
- (II) 納 期：契約日から平成 29 年 1 月 31 日までの間で松阪市と委託業者で協議し決定する。
- (III) 納品条件 システム類はサーバなどへのインストール及び設定（ネットワーク設定を含む）を行い、問題なく稼働することを確認し納品すること。

6. 機器・使用材料の負担

導入に必要な資材（本稼働以外のテスト用機器、接続回線及びその使用料金）は、受託者の負担とする。光熱水費は、松阪市役所内で作業する場合は松阪市の負担とし、それ以外は受託者の負担とする。

7. 保障年数（瑕疵担保責任期間）

運用開始日（平成 29 年 2 月 1 日）後、1 年間を保証期間（瑕疵担保責任期間）とする。

8. 著作権等

この契約の対象となる成果物（システムを用いて生成したページ等）の著作権については、松阪市に帰属することとする。成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること。また、本業務で作成した松阪市オリジナルのもの（例：アイコン等）を他業務に流用することを禁じる。さらに、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が松阪市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

9. 業務の再委託

受託業者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に松阪市から承認を得た場合はこの限りではない。この場合については、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に関する管理方法等を書面により提出すること。

10. 守秘義務

- (1) 本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員または従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

11. その他

- (1) 仕様変更、機能追加等については、受託者と本市との協議により取り扱うこと。
- (2) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (3) 5 年間の契約期間終了後も、継続契約を締結した場合、本業務で定めた仕様にてホームページを運用し続けることができること。
- (4) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、松阪市と協議することとする。